

お子さまが保育を必要とする

保護者の皆様へ

大町市子育て支援課

支給認定申請をするにあたり、保育を必要とする認定の2号認定（3歳以上）または3号認定（3歳未満）を申請する場合は、以下の保育の必要性に該当するかご確認ください。なお、支給認定申請書に必要な書類を添付して提出して下さい。

「保育の必要性」の事由

保育の実施は、児童の保護者及び65歳以下の同居する親族が保育することができないと認められる場合に行うものとする。

区 分	内 容	必要な書類
①就労 (社員やパート等の 雇用形態は問いませ ん)	会社員（パートも含む） 就労時間：概ね1日4時間以上 かつ月平均15日以上	就労証明書または源泉徴収票の写し（来年4月以降も継続して勤務する場合に限る）
	農業 田畑を20a以上耕作	民生児童委員の証明 ※来年以降、確定申告書に農業専従者である等が必要です。
	自営業 就労時間：概ね1日4時間以上	確定申告書の写し（源泉徴収票の写しも可）または民生児童委員の証明
	内職等の在宅勤務 就労時間：概ね1日4時間以上 かつ月平均15日以上	就労証明書または民生児童委員の証明
②母親の出産	産前2か月、産後2か月	母子手帳の表紙と出産予定日が記されているページの写し
③疾病、障害	保護者の疾病、障害	医師の診断書または障がい者手帳の写し
④介護、看護	同居または長期入院等している 親族の介護・看護	障がい者手帳の写し 医師の診断書 民生児童委員の証明 のいずれかを提出
⑤災害復旧		
⑥求職活動（ただし、90日以内）	起業準備を含む	ハローワークの登録証の写しまたは民生児童委員の証明
⑦就学	職業訓練校等における 職業訓練を含む	在学証明書または学生証の写し
⑧育児休業取得時に、既に保育を利用している 子どもがいて継続利用が必要であること。 ただし、3歳以上児に限る。		保護者の申出書等
⑨その他、上記に類する状態として市長が認める場合		

※証明書の様式は子育て支援課に備え付けの書式があります。

また、就労証明書は会社の様式でも構いません。

※民生児童委員さんは、お住まいになっている地区の民生児童委員さんから証明をもらって下さい。